

事例番号:320089

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 37 週 6 日 胎児心拍数陣痛図で異常なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 2 日

12:40 頃 胎動減少感あり搬送元分娩機関を受診

13:04- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、一過性頻脈なし

15:09 胎盤機能不全の診断で当該分娩機関に母体搬送され入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 2 日

18:00 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 2 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -2.9mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症スコア 17 点、Sarnat 分類重症  
ステージ 3

血液検査でビタミン K 欠乏症所見あり

(7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部 CT で、深部灰白質を含めた大脳半球、脳幹・小脳に広範な虚血後変化の所見、脳室内出血、脳幹・小脳の出血を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 2 名、麻酔科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 37 週 6 日以降、搬送元分娩機関を受診した妊娠 38 週 2 日までの間に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害の可能性があると考える。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) ビタミン K 欠乏性出血症による脳室内・脳幹・小脳の出血が、脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 37 週 6 日までの妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 38 週 0 日に受診後に帰宅の選択肢を提示したことは、選択されることが少ない対応である。

## 2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 38 週 2 日の胎児心拍数陣痛図から基線細変動乏しいと判断し、原因は不明だが、急激に進行した胎児機能不全の状態になっていると考えて、当該分娩機関へ母体搬送したことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関において、妊産婦、家族に対して書面にて帝王切開について説明、同意を得たこと、胎児心拍数陣痛図上、基線細変動消失、遅発一過性徐脈から胎児心拍数レベル 5 の胎児機能不全と判断し緊急帝王切開を決定したことは、いずれも一般的である。
- (3) 帝王切開決定から約 1 時間後に児を娩出したことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

妊婦健診または胎動減少の訴えがある妊産婦に対してノンストレステストを行う場合には、20 分間に 2 回以上の一過性頻脈を認める場合に「リアクティブ」と判定するとともに、一過性頻脈の判断が不明確な場合には、記録時間を延長する、記録紙上に胎動を記録する、他の胎児健常性に関する諸検査を併用する、などを行うことが望まれる。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 本事例では母体搬送後に児に重篤な結果がもたらされているため、その原因検索や今後の改善策等について、本報告書も参照して事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。